

し、この点に光を当ててこそ、産業界や実務家に対する貢献が果たせるのではないのだろうか。そういった意味において本書は、このような議論を提起していくうえにおいても我々に大きな刺激を与えてくれている

のである。今後のさらなる議論を期待したい。

まつやま・かずき 近畿大学経営学部助教。戦略的人的資源管理論，組織行動論，組織心理学専攻。

読書ノート

中野麻美 著

『労働ダンピング』

——雇用の多様化の果てに

水島 郁子

(大阪大学大学院法学研究科助教)

近年、「格差」に対する関心が高まり、多くの議論がなされているが、とくに労働の分野では賃金所得格差が問題となる。正社員・非正規労働者間の所得格差や男女間の所得格差の問題はずっと以前からあるが、格差の二極化が進むにつれワーキングプアが社会問題化している。本書は、派遣労働や女性労働に関する著作も多い、著名な労働者側弁護士が、「雇用の融解」と「労働ダンピング」のキーワードを用いて、最近の労働実態を明らかにし、あるべき方向性を提示するものである。

著者は、現在の状況を「雇用の融解」と「労働ダンピング」の2つの言葉で説き明かす(第1章)。「雇用の融解」とは、「雇用の型枠が崩れ、使う側次第で形が変わるように液状化された労働」であり、雇用本来の形が崩れ、労働法による規制が機能しない状況下で、「働き手が自己責任で使う側本位に決めた値段で成果物やサービスを提供」することをいう。ここで著者が「自己責任」「成果物」の語を用いることからもうかがえるように、「雇用の融解」は従来の雇用が請負化することをも含意している。

労働者が自営業者に転身することは、本来、使用者の指揮命令を離れ、自由に独立して仕事をすることを意味するはずである。しかし、労働の実態が変わらないまま個人事業主として働くことを使用者から求められ、その結果、労働法規制から排除され仕事がないことのリスクを働き手が負うことになってしまう例を、著者は指摘する。また「雇用の融解」



●岩波書店
2006年10月刊
新書判・229頁・819円
(税込)

●なかの・まみ NPO派遣労働ネットワーク理事長。日本労働弁護団常任幹事。

は、働き手が労働者の身分を維持した場面でも起こりうる。すなわち事業推進のノルマ化・義務づけや成果主義賃金は、一定時間の労働に対して賃金を支払う方式から一定の成果に対して賃金を支払う形態への変更であり、労働者の雇用が請負化していることを意味するという。

これらを法的に見ると、前者は労働契約の解約と委託契約の締結であり、労働契約を不当解約したという事情がなければ違法ではない。また後者も指揮命令権の範囲内で使用者が一定のノルマを課すことは許されるし、使用者が成果主義賃金をベースとした賃金体系をとることも、違法ではない。つまり、著者の指摘する「雇用の融解」は、法律に違反しない形で進行している。法的対処がないまま働き手の就業状態が悪化していく現状に、著者は問題を感じていることが推認される。

もう1つのキーワードである「労働ダンピング」は、1つには非正規労働者の賃金が抑えられていることを意味する。非正規雇用の特徴である短時間労働性、雇用の有期性、間接性といった要素が、ダンピング可能な雇用として利用される要因になってい

ることを著者は指摘する（第2章）。しかし、「労働ダンピング」は、非正規労働者の問題にとどまらない。先に述べた事業推進のノルマ化や義務づけの結果、ノルマ未達成のリスクを労働者が負うことや、割増賃金を放棄して長時間労働に従事することは、心理的に強制された一種のダンピングであるとされる。それだけではない。これまでは区別されていた正社員の仕事と非正規労働者の仕事が近似するにつれて、両者が競合関係になると、非正規労働者のコストと正社員の賃金が比較されるようになる。となると、正社員には非正規労働者以上の労働が期待されるか、あるいは非正規労働者なみの待遇に引き下げられる危険がある。かくして賃金面でのダンピングが正社員にも及ぶことになる。

著者が指摘する「雇用の融解」や「労働ダンピング」は、新しい現象なのだろうか。非正規労働者の「労働ダンピング」に関していえば、非正規労働者の賃金が不当に低く設定されていたことは、過去にも見られた。ただこれまで、非正規労働者や女性労働者の多くが生活を家族に依存することが可能であったため、シングルマザーを除き深刻な「貧困化」が問題になる場面が少なかっただけに思われる。ところが、男性の非正規労働者が増えるとともに、生活費を自ら工面する若い単身者の存在がクローズ・アップされ、賃金所得格差の問題が顕在化したとも

考えられる。それに対して、「雇用の融解」や正社員の「労働ダンピング」はたしかに新しい傾向のようにも思われる。著者はこの点、「単なる歴史の逆戻りではな」く、「グローバル化と規制緩和がもたらした現代社会」ならでは現象であると指摘する。両者がこの傾向を進行させたことは首肯するが、グローバル化を競争の場が広がることと理解し、規制緩和を徹底した労働者保護主義からの乖離ととらえるならば、結局は労働問題の根源にあるテーマが、現代事象として再現したとも考えられる。つまり、「雇用の融解」や「労働ダンピング」は、近年のテーマであると同時に、労働法が長年抱えてきた問題に由来するものでもある。このことは本書からもうかがえる。すなわち第3章の冒頭で、著者は労働は商品でないことを確認し、格差の背景には差別があることを鋭く指摘する（第4章）。そのうえで、安定した雇用の実現、非正規雇用における正義と、正規雇用におけるディーセント・ワークを、著者は主張提言する（第5章）。「働きに応じて公正に報われる」、「安心して働き、生活できる」労働のあり方を、著者は追い求めている。

現在、社会で問題となっているテーマで読者の関心を引きつけ、労働法の根源的な問題に気づかせる、軽くて薄い（新書判である）、内容の濃い1冊であった。